

資料 関係法令等一覧

(平成 30 年改正後) 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)【平成 30 年 4 月 1 日施行】

第 11 条第 1 項 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第 75 条 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)【平成 30 年 4 月 1 日施行】

第 75 条の 7 第 1 項 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

(都道府県国民健康保険運営方針)【平成 30 年 4 月 1 日施行】

第 82 条の 2 第 1 項 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 31 号)

附則第 7 条 都道府県は、施行日の前日までに、平成 30 年改正後国保法第 82 条の 2（第 8 項を除く。）の規定の例により、同条第 1 項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

附則第 9 条 附則第 5 条から前条までに規定するもののほか、平成 30 年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

（国民健康保険運営協議会の委員の任期）

【平成30年4月1日施行（改正イメージ）】

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）【施行済み：現行は市町村運営協議会の規定だが、30年度以降も改正はない予定とのことで、県の運営協議会にも適用される見込み】

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）

（設置等）

第28条第1項 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定により、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項について審議すること。

（組織等）

第29条第1項 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県国民健康保険運営協議会	会長 副会長 委員	一 被保険者を代表する者 二 保険医又は保険薬剤師を代表する者 三 公益を代表する者 四 被用者保険等保険者を代表する者	四人以内 四人以内 四人以内 二人以内	平成三十年三月三十一日まで

(会長及び副会長)

第30条第1項 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

第30条第2項 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

第30条第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任命等)

第31条第1項 委員は、知事が任命又は委嘱する。

第31条第2項 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第32条第1項 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

第32条第2項 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第32条第3項 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年千葉県条例第52号）第26条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもつて決する。

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第35条第2項 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）

(附属機関の庶務)

第150条 次の表の上欄に掲げる附属機関の庶務を処理する機関は、当該下欄に掲げるとおりとする。

附属機関名	機関名
千葉県国民健康保険運営協議会	保険指導課

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）

（会議の公開）

第27条の3 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（行政文書の開示義務）

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法

律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名(これらを公にすることにより、当該出席者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるものを除く。)

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ